

I 地方財政を取り巻く状況

1 経済・財政再生計画（H27. 6. 30 閣議決定）

<財政健全化目標>

国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す

地方行財政改革：

「次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくため、人口減少等を踏まえ、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行う」

（主な地方行財政改革の取組内容）

■地方行政サービス改革

行政サービスのアウトソーシング等の推進、自治体情報システムのクラウド化の拡大

■地方財政の「見える化」

決算情報の「見える化」の一層の促進、公共施設等総合管理計画の策定促進、統一的な基準による地方公会計の整備促進、公営企業会計の適用拡大

■公営企業・第三セクター改革

公営企業の抜本的な改革（事業廃止、民営化等）の検討の推進、「経営戦略」の策定推進

2 地方創生の推進

（26年度～）

（～27年度）

（28年度～）

総合的な施策メニュー整備

- ・ 国の総合戦略
- ・ 先行型交付金：基礎交付

「地方版総合戦略」の策定

- ・ 県、市町村の総合戦略
- ・ 先行型交付金：上乘せ交付
- ・ 加速化交付金

地方創生事業の本格実施

- ・ 新型交付金の創設

地方創生の進化のための新型交付金（「地方創生推進交付金」1,000億円、補助率1/2）

事業概要・目的

- 自治体の自主的・主体的な取組で、先駆的なものを支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- 地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保

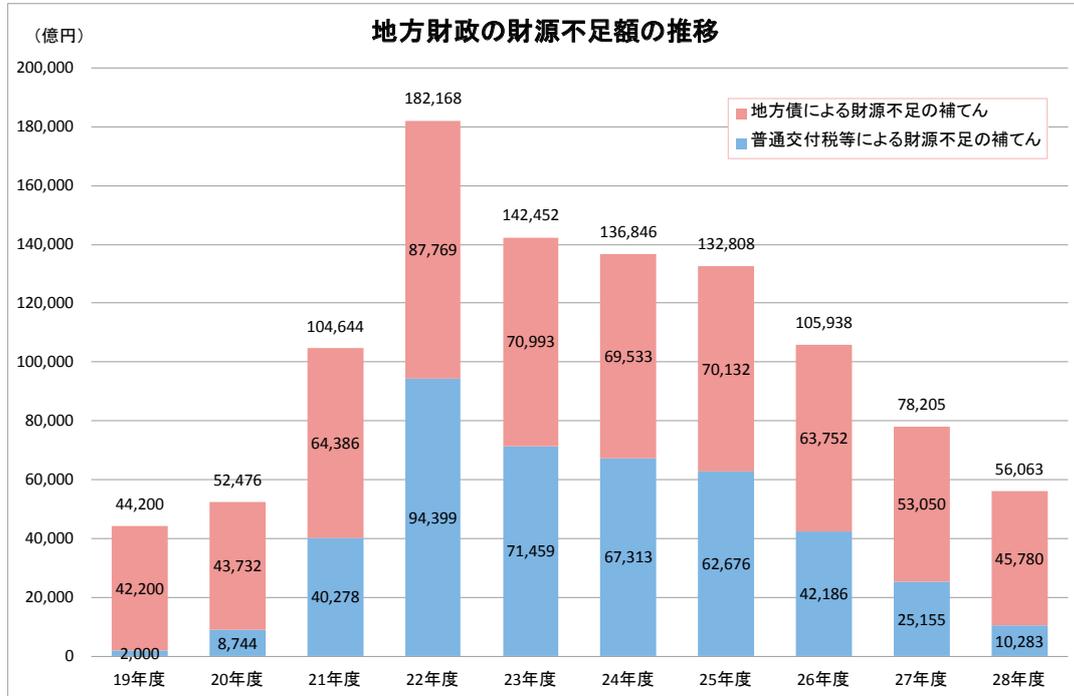
事業イメージ・具体例

- ①先駆性のある取組
 - ・ 官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
- ②既存事業の隘路を発見し、打開する取組
- ③先駆的・優良事例の横展開

3 地方財政の財源不足と借入金残高

(1) 地方財政の財源不足

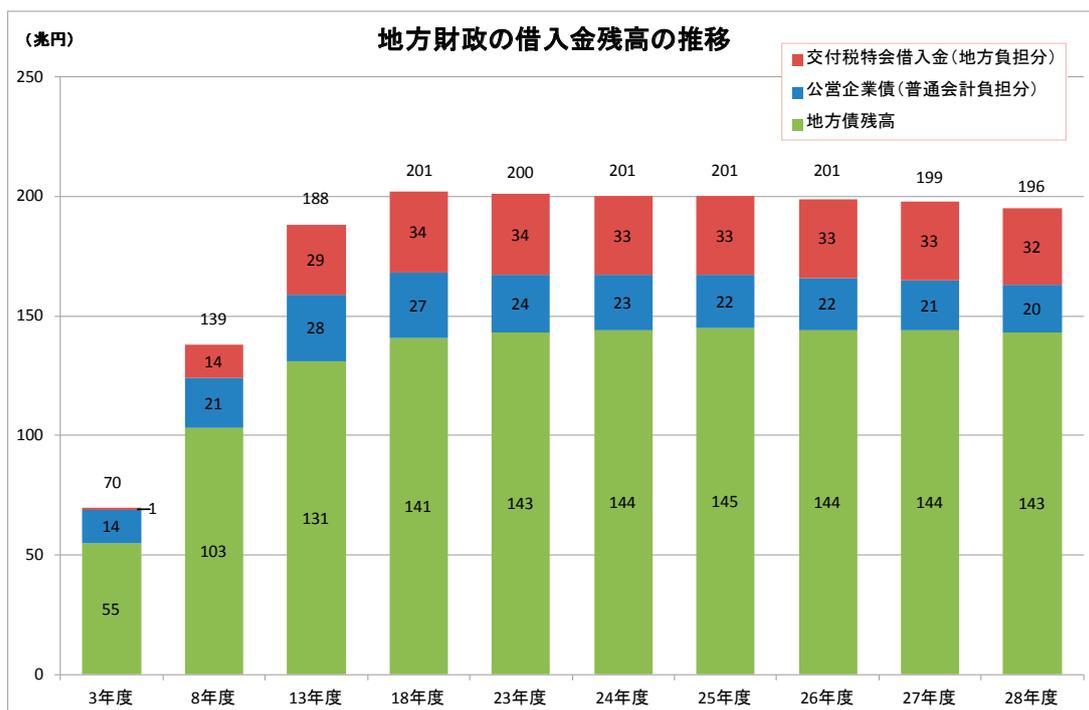
- 地方財政の財源不足は、平成20年度半ばからの急激な景気の悪化に伴い拡大し、平成22年度には18兆円を超え過去最大。
- 28年度においては、税収が増加する一方、社会保障関係経費の自然増等により、5.6兆円の財源不足となり地方財政計画の約6.5%に達する見込み。



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

(2) 地方財政の借入金残高

- 地方財政の借入金残高は、平成28年度末で196兆円（見込み）。景気対策等のための地方債の増発等により、平成3年度の2.8倍、126兆円の増。



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

4 平成 28 年度地方財政対策

(1) 平成 28 年度地方財政計画

ポイント

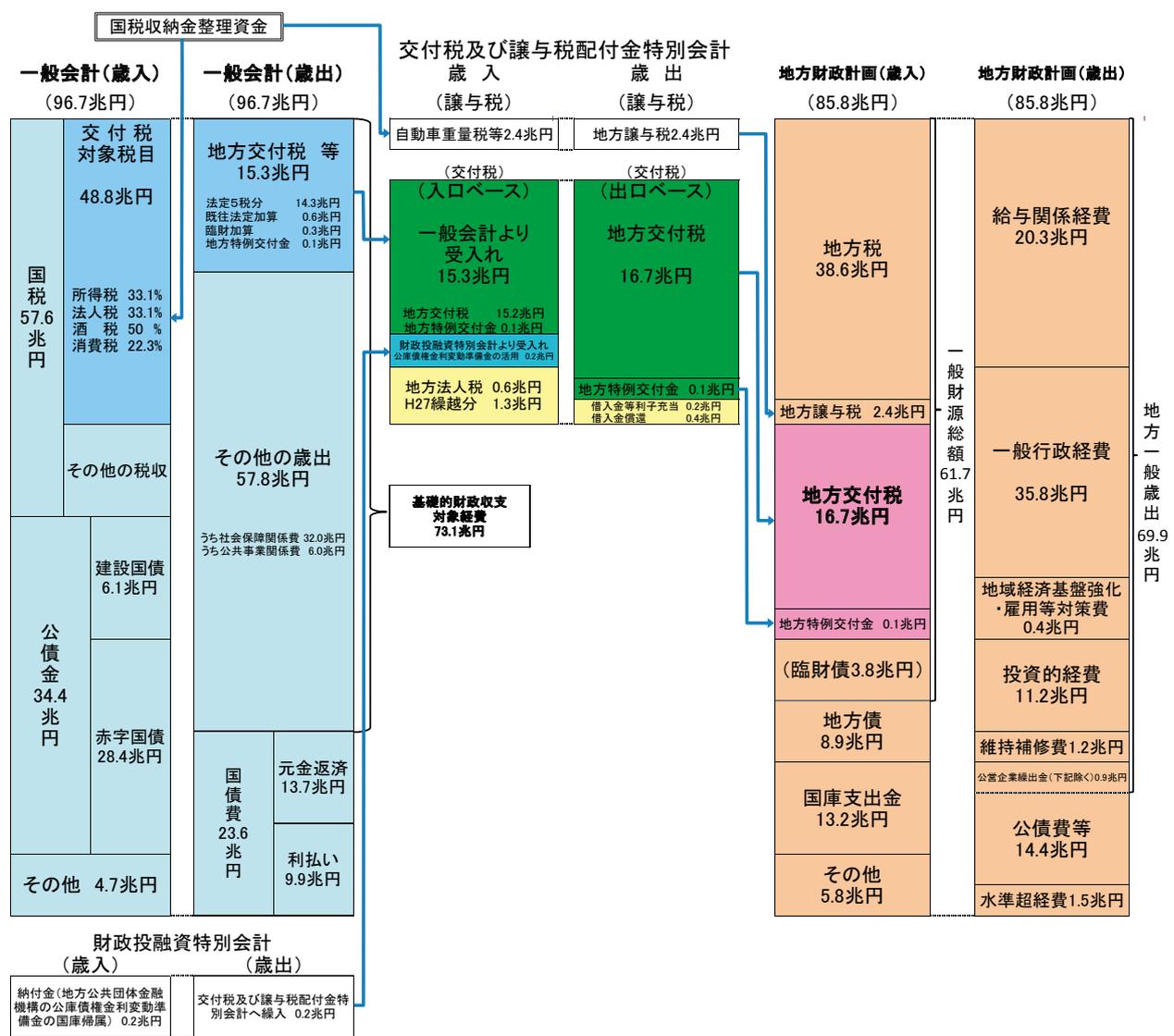
- 一般財源総額について、平成 27 年度の水準から 0.1 兆円増額
- 地方交付税総額について、地方税が増収となる中で平成 27 年度とほぼ同程度の額を計上するとともに、赤字地方債である臨時財政対策債を大幅に抑制
- 地方の重点課題に取り組むために必要な経費を「重点課題対応分」として歳出に計上
- まち・ひと・しごと創生事業費を引き続き 1 兆円計上
- 別枠加算について、平成 27 年度とほぼ同程度の交付税総額を確保した上で廃止

主な歳入歳出の概要（通常収支分）（単位：兆円、%）

区 分		28 年度	27 年度	増減額	増減率
歳 入	地方税・地方譲与税等	41.3	40.3	1.0	2.4
	地方交付税	16.7	16.8	▲0.1	▲0.3
	国庫支出金	13.2	13.1	0.1	1.1
	地方債	8.9	9.5	▲0.6	▲6.7
	臨時財政対策債	3.8	4.5	▲0.7	▲16.3
	臨時財政対策債以外	5.1	5.0	0.1	1.9
	その他	5.7	5.6	0.1	1.4
	計	85.8	85.3	0.5	0.6
一般財源総額 (水準超経費除き)「一般財源」		61.7	61.5	0.1	0.2
		60.2	60.2	0.1	0.1
歳 出	給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.0
	一般行政経費	35.8	35.1	0.7	2.1
	うち補助分	19.0	18.5	0.5	2.4
	うち単独分	14.0	14.0	0.0	0.3
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち重点課題対応分	0.3	—	0.3	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.4	0.8	▲0.4	▲47.3
	公債費	12.8	13.0	▲0.1	▲1.1
	維持補修費	1.2	1.2	0.1	5.1
	投資的経費	11.2	11.0	0.2	1.9
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公用施設等最適化事業費	0.2	0.1	0.1	100.0
	その他	4.0	3.9	0.0	1.1
計	85.8	85.3	0.5	0.6	

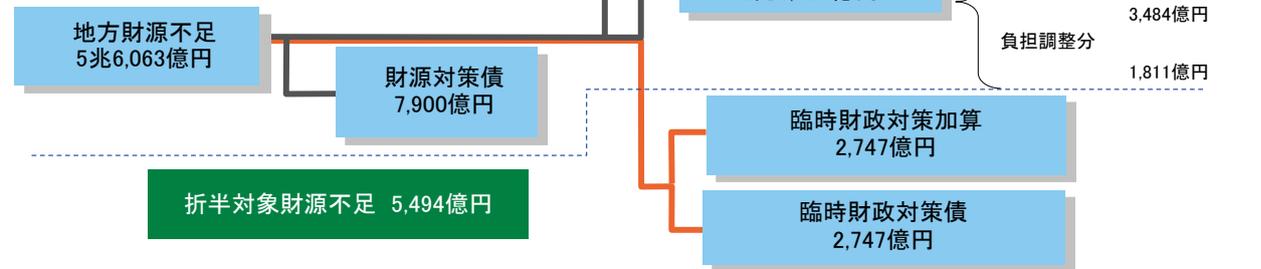
※表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない箇所がある。

<国の予算と地方財政計画(通常収支分)との関係>



<財源不足の補填(5兆6,063億円の財源対策)>

【地方財源不足の補填措置 平成26~28年度】
 平成26年度から平成28年度までの間は、平成25年度までと同様、財源対策債の増発等によっても財源不足が生じた場合は、国と地方が折半して補填することを基本として対処する。
【国…一般会計加算 地方…臨時財政対策債の発行】
 ◆28年度 折半対象財源不足 5,494億円



(2) 平成 28 年度地方債計画

ポイント

- 公共施設等総合管理計画に基づき、既存の公共施設の集約化・複合化等に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設最適化事業債（地方債計画計上額 1,130 億円）、転用事業に係る地域活性化事業債（地方債計画計上額 110 億円）、除却に係る地方債（地方債計画計上額 480 億円）について増額。
- 過疎地域における雇用の創出を図るなど地方創生に寄与する事業を推進するため、過疎対策事業債を増額し、4,200 億円を計上。
- 引き続き、緊急防災・減災事業債について前年度と同額の 5,000 億円を計上。
- 退職手当債の特例措置について、平成 37 年度まで 10 年間延長。

平成 28 年度地方債計画（通常収支分）（単位：億円、%）

項 目	28 年度 計画額	27 年度 計画額	差引	増減率
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,601	16,389	212	1.3
2 公営住宅建設事業	1,141	1,126	15	1.3
3 災害復旧事業	711	647	64	9.9
4 教育・福祉施設等整備事業	3,395	3,359	36	1.1
5 一般単独事業	21,474	20,543	931	4.5
うち地域活性化	690	490	200	40.8
うち旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
うち緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
うち公共施設最適化	1,130	410	720	175.6
6 辺地及び過疎対策事業	4,665	4,565	100	2.2
うち過疎対策	4,200	4,100	100	2.4
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	1,000	△ 300	△ 30.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	49,132	48,074	1,058	2.2
二 公営企業債	24,270	25,118	△ 848	△ 3.4
三 臨時財政対策債	37,880	45,250	△ 7,370	△ 16.3
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(302)	(345)	(△ 43)	(△ 12.5)
総 計	112,082	119,242	△ 7,160	△ 6.0

(3) 平成28年度地方交付税

<平成28年度地方交付税総額の算定基礎>

- 地方交付税の総額は所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額で構成される。平成27年度の地方交付税率見直しにあわせ、たばこ税は交付税原資から除外された。
- 地方財政計画では一般財源の総額を61兆6,792億円（前年度比0.2%増）とし、前年度水準を確保。平成28年度の交付税総額は16兆7,003億円（前年度比0.3%減）となったものの、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制（前年度比16.3%減）している。
- 平成29年度以降は普通交付税総額の4%になることが予定されていた特別交付税について、近年増加傾向にある自然災害への対応や、地域交通・地域医療等の確保といった見地から、平成28年度以降も特別交付税の割合は6%が維持されることになった。

(単位:億円、%)

区 分	平成28年度 当初予算額	平成27年度			増 減 額		増 減 率		
		当初予算額	補正額	補正後	A-B	A-D	E/B	F/D	
	A	B	C	B+C	D	E	F	(%)	(%)
国 税	所 得 税 (ア)	179,750	164,420	11,480	175,900	15,330	3,850	9.3	2.2
	法 人 税 (イ)	122,330	109,900	7,510	117,410	12,430	4,920	11.3	4.2
	酒 税 (ウ)	13,590	13,080	-	13,080	510	510	3.9	3.9
	消 費 税 (エ)	171,850	171,120	-	171,120	730	730	0.4	0.4
	(ア) × 33.1% (H26:32%)	59,497	54,423	3,800	58,223	5,074	1,274	9.3	2.2
	(イ) × 33.1% (H26:34%)	40,491	36,377	2,486	38,863	4,114	1,629	11.3	4.2
	(ウ) × 50% (H26:32%)	6,795	6,540	-	6,540	255	255	3.9	3.9
	(エ) × 22.3%	38,323	38,160	-	38,160	163	163	0.4	0.4
	小 計 ①	145,106	135,500	6,286	141,785	9,606	3,321	7.1	2.3
一 般 会 計	過年度精算分(20年度分等)	-	△1,659	-	△1,659	1,659	1,659	皆減	皆減
	20年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分	△827	△827	-	△827	-	-	0.0	0.0
	21年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分	△984	-	-	-	△984	△984	皆増	皆増
	過年度精算分(26年度分)	-	-	6,365	6,365	-	△6,365	-	皆減
	小 計(法定率分等)	143,295	133,013	12,651	145,664	10,281	△2,369	7.7	△1.6
	法定加算等 ③	5,536	4,326	-	4,326	1,210	1,210	28.0	28.0
	別枠の加算	-	2,300	-	2,300	△2,300	△2,300	皆減	皆減
臨時財政対策特例加算額 ④	2,747	14,529	-	14,529	△11,782	△11,782	△81.1	△81.1	
計(一般会計繰入額) 〈入口ベース〉	151,578	154,169	12,651	166,819	△2,591	△15,242	△1.7	△9.1	
特 別 会 計	地方法人税法定率分 ⑤	6,365	4,770	455	5,225	1,595	1,140	33.4	21.8
	地方法人税過年度精算分 (26年度分)	-	-	7	7	-	△7	-	皆減
	返 還 金	0	0	-	0	△0	△0	△87.4	△87.4
	特別会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別会計借入金償還額 ⑥	△4,000	△3,000	-	△3,000	△1,000	△1,000	33.3	33.3
	借入金等利子充当分	△1,584	△1,614	-	△1,614	30	30	△1.9	△1.9
	剰余金の活用 ⑦	-	1,000	-	1,000	△1,000	△1,000	皆減	皆減
	地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 ⑧	2,000	3,000	-	3,000	△1,000	△1,000	△33.3	△33.3
	前年度からの繰越金 ⑨	12,644	9,224	-	9,224	3,420	3,420	37.1	37.1
	翌年度への繰越金	-	-	△12,644	△12,644	-	12,644	-	皆減
計(一般会計繰入額含む) 〈出口ベース〉	167,003	167,548	469	168,017	△546	△1,014	△0.3	△0.6	
地 方 交 付 税	総 額	167,003	167,548	469	168,017	△546	△1,014	△0.3	△0.6
	普通交付税	156,983	157,495	469	157,964	△511	△981	△0.3	△0.6
	特別交付税	10,020	10,053	-	10,053	△33	△33	△0.3	△0.3

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所があります。

(参考) 震災復興特別交付税4,802億円

○地方交付税総額の積算

- ①平成28年度における国税五税の収入見込額の一定率分【加算】
 - ②国税決算精算分(平成20年度分等)のうち平成28年度精算額、平成20・21年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分【控除】
 - ③国の一般会計における加算(「別枠」の加算に基づくもの及び既往法定分等)【加算】
 - ④臨時財政対策特例加算分【加算】
- 以上①～④の合算額が一般会計からの繰入額(いわゆる入口ベース)
- ⑤地方法人税の法定率分【加算】
 - ⑥交付税特別会計における借入金等の償還額、利子支払額【控除】
 - ⑦交付税特別会計における剰余金【加算】
 - ⑧地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用【加算】
 - ⑨交付税特別会計における前年度からの繰越分【加算】
- 以上①～⑨の合算額が、平成28年度において地方団体に交付される地方交付税の総額(いわゆる出口ベース)

<平成 28 年度普通交付税の算定方法の改正>

I 「重点課題対応分（仮称）」の創設に伴う算定

地方財政計画に計上される「重点課題対応分（仮称）」（2,500 億円）に対応し、普通交付税において、「自治体情報システム構造改革推進事業」については 1,395 億円程度、「高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進」については 400 億円程度、「森林吸収源対策等の推進」については 330 億円程度を算定。

また、その他、特別交付税措置を講じる。

II 「トップランナー方式」等による算定

平成 28 年度から交付税の算定において、トップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で、他団体のモデルとなるものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取り組み）を導入。導入初年度となる平成 28 年度においては、多くの地方公共団体で民間委託等の業務改革に取り組んでいる 16 業務について、業務改革を反映した経費水準を単位費用の積算に反映。

また、基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直しについては、平成 28 年度より、上位 3 分の 1 の地方公共団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定。

III 「地域経済基盤強化・雇用等対策費」に対応した算定

地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」に対応し、臨時費目「地域経済・雇用対策費」により、2,300 億円程度（市町村分 1,300 億円程度）、既存費目の単位費用への算入により 2,150 億円程度（市町村分 1,050 億円程度）を算定。

IV 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、保健衛生費、社会福祉費及び高齢者保健福祉費については、単位費用の見直し及び旧市町村における保健福祉に係る住民サービス経費の算定、その他の教育費及び徴税费については、単位費用の見直し及び人口密度による補正の充実を行うこととし、平成 28 年度以降 3 年間かけて段階的に交付税の算定に反映。

また、平成 26 年度もしくは平成 27 年度に行った見直しについても、引き続き段階的に交付税の算定に反映。

なお、平成 29 年度以降も引き続き見直しを行う。

V 交付税の算定に用いる国勢調査人口の置き換え

普通交付税の算定基礎となる「人口」については、平成 28 年度から、平成 27 年国勢調査の人口を用いる。

5 平成 28 年度税制改正大綱（平成 27 年 12 月 24 日）＊市町村税関係部分の概略

経済の好循環を確実なものとするための「成長志向の法人税改革」や消費税率（国・地方）10%引き上げに向けた「地方法人課税の偏在是正」「車体課税見直し」、地方創生の推進等を図るための「地方創生応援税制の創設」等に係る税制上の措置等を決定。

（1）成長志向の法人税改革

制度改正を通じた課税ベースの拡大により財源を確保しつつ、平成 28 年度において法人実効税率を 20%台に引き下げる。

区 分	27 年度	28・29 年度	30 年度
法人税〔国税〕	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割〔県税〕	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率 〔27 年度比〕	32.11%	29.97% 〔△2.14%〕	29.74% 〔△2.37%〕

＊法人市町村民税には、法人税の税率引下げと課税ベースの拡大による法人税額の変動が自動的に反映される。

（2）地方法人課税の偏在是正

消費税率（国・地方）10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進める。

○ 法人住民税法人税割と地方法人税の税率改正

区 分	標準税率		増 減
	27 年度	29 年度	
法人住民税法人割〔地方税〕	12.9%	7.0%	△5.9%
県	3.2%	1.0%	△2.2%
市町村	9.7%	6.0%	△3.7%
地方法人税〔国税〕	4.4%	10.3%	+5.9%

○ 法人事業税交付金の創設

法人事業税額の 5.4%を県から市町村へ交付する制度を設ける。

（3）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、現行の寄附金の損金算入措置に加え、法人事業税・法人住民税及び法人税から税額控除できる措置を講じる。

（4）車体課税の見直し

○ 自動車取得税〔県税〕の廃止と環境性能割（仮称）の創設

平成 29 年 4 月の消費税率（国・地方）10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止し、自動車税〔県税〕及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割（仮称）を創設する。

○ 市町村交付金の創設

自動車税環境性能割（仮称）〔県税〕のうち徴税費（税込の 5%）を除いた額の 65%を県から市町村へ交付する制度を設ける。

（5）地域の中小企業による設備投資の支援

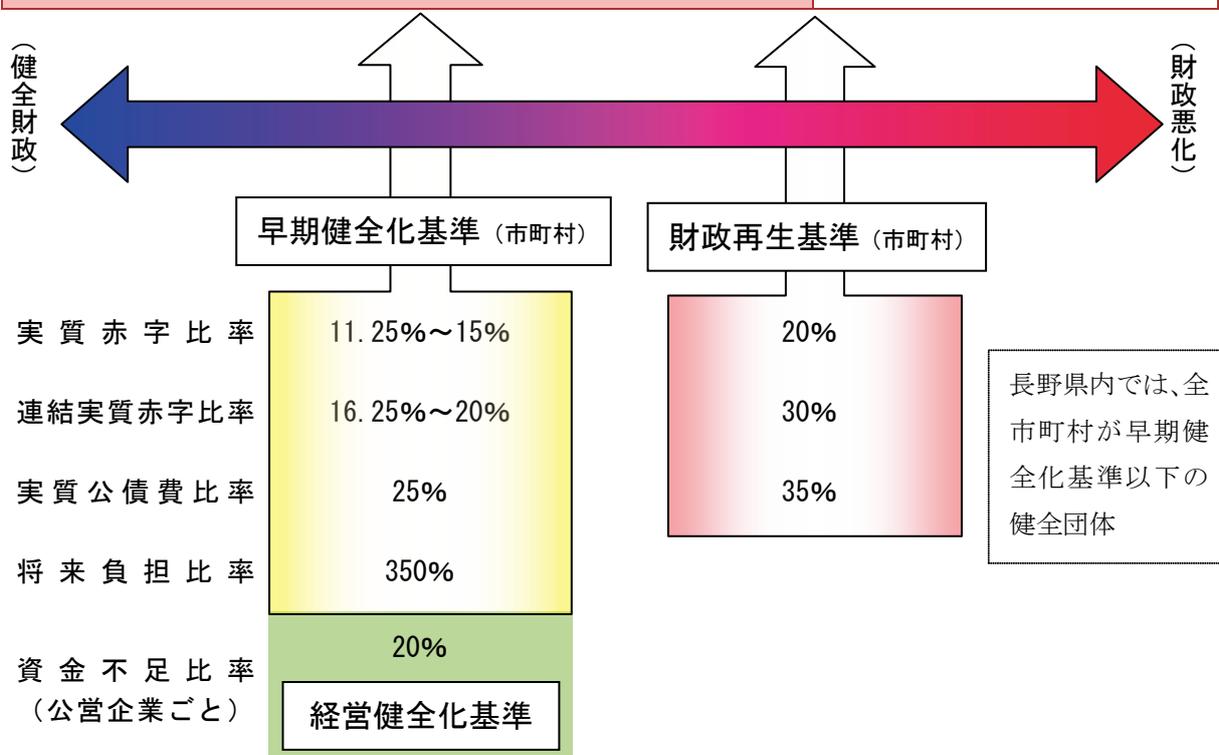
中小企業者等が新規取得した生産性向上に資する一定の機械及び装置について、固定資産税の課税標準の特例措置（最初の 3 年間価格の 1/2）を創設する。

6 財政の健全化

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を議会に報告し、公表しています。
- 健全化判断比率が一定の基準を超えた団体は、財政の早期健全化（又は財政の再生）のための計画を策定し、財政健全化（又は財政再生）に取り組みます。

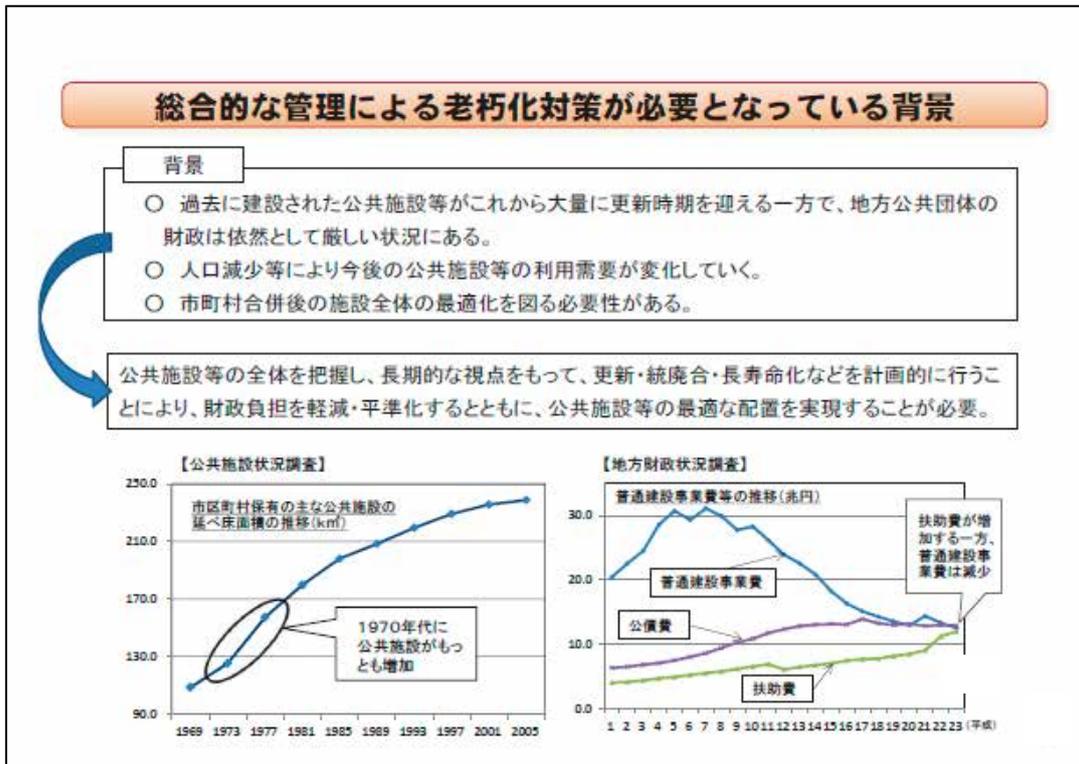
（財政健全化法による制度の概要）

健全段階	財政の早期健全化段階	財政の再生段階
◆指標の整備と情報開示の徹底 ・指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率 ⇒監査委員の審査に付し議会に報告し公表	◆自主的な改善努力による財政健全化 ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け ・実施状況を毎年度議会に報告し公表 ・早期健全化が著しく困難なときは総務大臣又は知事が必要な勧告	◆国等の関与による確実な再生 ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け ・財政再生計画は総務大臣に協議し同意を求めることができる（同意が無い場合は、災害復旧事業等を除いて地方債の起債を制限） ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告
公営企業の経営の健全化		



7 公共施設等総合管理計画

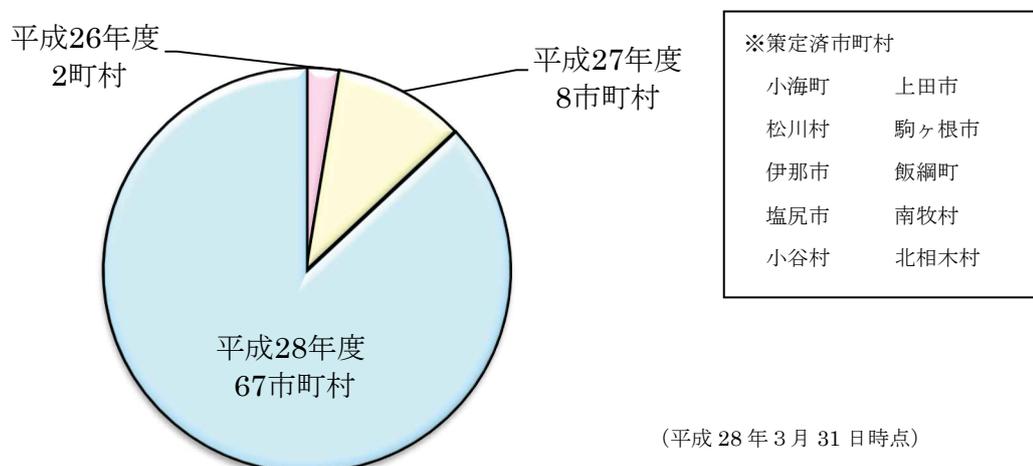
(1) 公共施設等総合管理計画策定要請の背景



(2) 公共施設等総合管理計画の記載必須項目

- ・ 公共施設等全体を対象として計画を策定している
- ・ 計画期間が10年以上となっている
- ・ 総人口や年代別人口についての今後の見通しについて記載がある
- ・ 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策について記載がある
- ・ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方について記載がある

(3) 県内市町村の策定（予定）状況

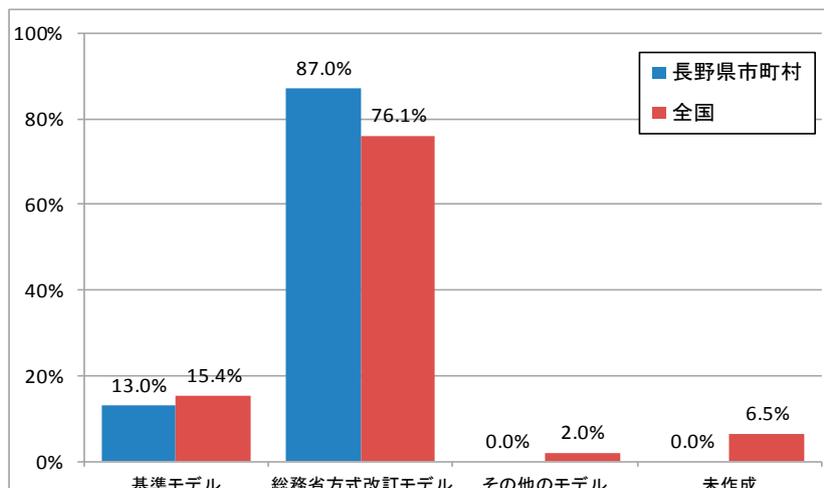


8 地方公会計

(1) 県内市町村における財務書類の整備状況等

○ 平成25年度決算分

・長野県内全ての団体で、新地方公会計モデルに基づいて、財務書類を作成している。(全国：91.5%)



※「未作成」欄以外は作成済み又は作成中の団体数

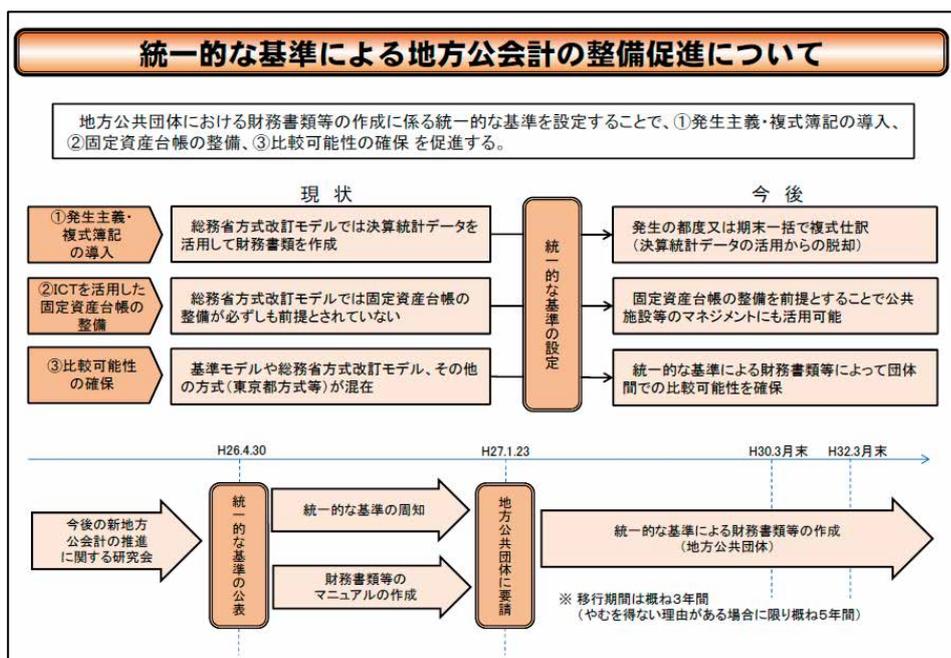
○ 平成26年度決算分

・全市町村が新地方公会計モデルにより作成見込み

(2) 地方公会計をめぐる最近の動向

平成25年8月	「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」中間とりまとめ
平成26年4月	「今後の新地方公会計の整備促進について（総務大臣通知）」発出
平成27年1月	「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（総務大臣通知）」発出

(3) 統一的な基準による地方公会計の整備促進について（総務大臣通知）



（出典：総務省ホームページ）